敬具

(株) ヒューアップ テクノロシー カスタマサクセス部 TEL: 03-6812-1786

https://www.huapp.co.jp/



※The Staff-V 給与ご担当者様にお渡し下さい



拝啓

貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。 この度、令和4年4月1日から令和4年9月30日までの雇用保険料率が改定されます。つきましては、後述の 【変更方法】をご参照の上、雇用保険料率の変更処理を行って頂きます様お願い申し上げます。 尚、詳しい改定内容については所轄の労働局またはハローワークにお問合せ下さい。

【参考資料】

雇用保険料率の変更は、令和4年4月以降の期間に係る雇用保険料を計算する前に行って下さい。

		本人負担分	事業所負担分	全体率
現行	一般事業	3.0/1000	6.0/1000	9.0/1000
	農林水産・清酒製造業	4.0/1000	7.0/1000	11.0/1000
	建設事業	4.0/1000	8.0/1000	12.0/1000
令和4年4月以降	一般事業	3.0/1000	6.5/1000	9.5/1000
	農林水産・清酒製造業	4.0/1000	7.5/1000	11.5/1000
	建設事業	4.0/1000	8.5/1000	12.5/1000

【 変更方法 】

- 1. 『設定』-【初期設定】-《給与》-《共通》タブを開きます。
- 2. 修正ボタンをクリックします。
- 3. 雇用保険料率を「**事業所 0.650」**に修正します。
- 4. 登録ボタンをクリックします。
- 5. 「雇用保険料率の変更を他のマスタに反映させますか?」のメ ッセージウィンドウで「はい」をクリックします。
- 6. 修正前の料率と同じ料率が設定されている『設定』-【事業所マスタ】-《銀行・保険》タブの雇用保険料率、及び『顧客』-【顧客マスタ】-《その他》タブの雇用保険料率が新料率に変更されます。ただし、【初期設定】-《給与》-《共通》タブの雇用保険料率と異なる料率が設定されている場合は、各マスタで修正を行って下さい。



はい(Y)

いいえ(N)

7. 上記の変更以降に給与・賞与計算をすると、新料率で徴収されます。

※ 改正内容の詳細については、下記の URL または所轄の労働局またはハローワークにお問い合わせ下さい。
厚生労働省ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/content/000921550.pdf